議第５４号

税条例等の一部を改正する条例の制定について

本市税条例等の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）６月６日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市税条例等の一部を改正する条例

（税条例の一部改正）

第１条　新潟県柏崎市税条例（昭和３５年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第９条の２第２項中「交付」の次に「（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

第２１条第４項を次のように改める。

４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第２５条の３第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第２１条第６項を次のように改める。

６　前項の規定は、前年分の所得税に係る第２５条の３第１項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第２２条の８第１項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」

に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第２項中「申告書に係る年度分の個人の県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税」に改める。

第２５条の２第１項ただし書中「所得税法第２条第１項第３３号の４に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第２５条の３第２項中「附記された事項」を「付記された事項」に改め、同条第３項中「附記し」を「付記し」に改める。

第２５条の３の２の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　所得割の納税義務者（合計所得金額が１，０００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第３１３条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が１３３万円以下であるものに限る。次条第１項において同じ。）の氏名

第２５条の３の３の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第１項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第４０条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

⑵　特定配偶者の氏名

第４０条の７中「第２条第４項ただし書」を「第２条第３項ただし書」に改める。

第６１条の２第１項中「閲覧の手数料」を「閲覧（法第３８２条の４に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料」に改める。

第６１条の３第１項中「交付」の次に「（法第３８２条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の」を加える。

附則第６条の３の２第１項中「令和１５年度」を「令和２０年度」に、「令和３年」を「令和７年」に改める。

附則第１５条の３第２項を次のように改める。

２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第１６条の２第３項中「、第３７条の８又は第３７条の９」を「又は第３７条の８」に改める。

附則第１８条の３の２第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第２５条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第１８条の３の３第４項を次のように改める。

４　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第２５条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第１８条の３の３第６項中「年の翌年の４月１日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配

当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第３１条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第３２条及び第３３条を削る。

（税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第２条　新潟県柏崎市税条例の一部を改正する条例（令和３年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

第１条のうち新潟県柏崎市税条例第２５条の３の３第１項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢１６歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢１６歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１条中新潟県柏崎市税条例第２１条第４項及び第６項、第２２条の８第１項及び第２項、第２５条の２第１項ただし書、第２５条の３第２項及び第３項並びに第４０条の７の改正規定並びに同条例附則第１５条の３第２項、第１８条の３の２第４項並びに第１８条の３の３第４項及び第６項の改正規定並びに附則第３条第３項の規定　令和６年１月１日

⑵　第１条中新潟県柏崎市税条例第９条の２第２項、第６１条の２第１項及び第６１条の３第１項の改正規定並びに次条及び附則第４条の規定　民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第２４号）附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和６年４月１日）

（納税証明書に関する経過措置）

第２条　第１条の規定による改正後の新潟県柏崎市税条例（以下「新条例」という。）第９条の２第２項（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、前条第２号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第２０条の１

０の規定による証明書の交付について適用する。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第２５条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同条第１項に規定する給与について提出する同項及び同条第２項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第１条の規定による改正前の新潟県柏崎市税条例（次項において「旧条例」という。）第２５条の３の２第１項に規定する給与について提出した同項及び同条第２項に規定する申告書については、なお従前の例による。

２　新条例第２５条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第２５条の３の３第１項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第２５条の３の３第１項に規定する申告書については、なお従前の例による。

３　附則第１条第１号に掲げる規定による改正後の新潟県柏崎市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和６年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和５年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第４条　新条例第６１条の２第１項（地方税法第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第３８２条の２の規定による固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

２　新条例第６１条の３第１項（地方税法第３８２条の４に係る部分に限る。）の規定は、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第３８２条の３の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適

用 す る 。

参考資料

新潟県柏崎市税条例（昭和３５年３月２５日条例第１０号）

改正後	改正前
（納税証明書の交付手数料） **第９条の２**　（略） ２　前項の納税証明書の交付（法第382条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書１枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の２に規定する証明書については手数料を徴しない。 ３　（略）	（納税証明書の交付手数料） **第９条の２**　（略） ２　前項の納税証明書の交付手数料は、証明書１枚ごとに300円とする。ただし、道路運送車両法第97条の２に規定する証明書については手数料を徴しない。 ３　（略）
（所得割の課税標準） **第21条**　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条の３第１項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。	（所得割の課税標準） **第21条**　（略） ２・３　（略） ４　前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 （１）　第25条の２第１項の規定による申告書 （２）　第25条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
５　（略） ６　前項の規定は、前年分の所得税に係る第25条の３第１項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。	５　（略） ６　前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に

改正後	改正前
	掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 （１）　第25条の２第１項の規定による申告書 （２）　第25条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） **第22条の８**　所得割の納税義務者が、第21条第４項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第22条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の９の３から第48条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 ３　（略）	（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） **第22条の８**　所得割の納税義務者が、第21条第４項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課された場合又は同条第６項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第６款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に５分の３を乗じて得た金額を、第22条の３及び前３条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２　前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の９の３から第48条の９の６までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。 ３　（略）
（市民税の申告） **第25条の２**　第12条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに法施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命	（市民税の申告） **第25条の２**　第12条第１項第１号に掲げる者は、３月15日までに法施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命

改正後	改正前
保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の２第１項第10号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の６の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。	保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第２条第１項第33号の４に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の２第４項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の６の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。
２～８　（略）	２～８　（略）
第25条の３　（略）	**第25条の３**　（略）
２　前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（法施行規則第２条の３第１項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の２第１項各号又は第３項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第１項又は第２項から第４項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。	２　前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（法施行規則第２条の３第１項に規定する事項を除く。）のうち法第317条の２第１項各号又は第３項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第１項又は第２項から第４項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。
３　第１項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、法施行規則第２条の３第２項各号に掲げる事項を付記しなければならない。	３　第１項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、法施行規則第２条の３第２項各号に掲げる事項を附記しなければならない。
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）
第25条の３の２　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	**第25条の３の２**　所得税法第194条第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
（１）　（略）	（１）　（略）
（２）　所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第３項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第４項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次	

改正後	改正前
条第１項において同じ。）の氏名 （３）・（４）　（略） ２～５　（略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） **第25条の３の３**　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第40条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （１）　（略） （２）　特定配偶者の氏名 （３）・（４）　（略） ２～５　（略） （特別徴収税額の納入の義務等） **第40条の７**　前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、法施行規則第５号の８様式又は法施行規則第２条第３項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。 （固定資産課税台帳の閲覧の手数料）	（２）・（３）　（略） ２～５　（略） （個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） **第25条の３の３**　所得税法第203条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 （１）　（略） （２）・（３）　（略） ２～５　（略） （特別徴収税額の納入の義務等） **第40条の７**　前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、法施行規則第５号の８様式又は法施行規則第２条第４項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。 （固定資産課税台帳の閲覧の手数料）

改正後	改正前
第61条の２　法第382条の２に規定する固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧（法第382条の４に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）の手数料は、１回につき300円とする。ただし、法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 ２　（略） （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） **第61条の３**　法第382条の３に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付（法第382条の４に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料は、証明書１枚ごとに300円とする。 ２　（略） **附　則** **第６条の３の２**　平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和７年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条の３及び第22条の５の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２　（略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） **第15条の３**　（略） ２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第１項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。	**第61条の２**　法第382条の２に規定する固定資産課税台帳（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、１回につき300円とする。ただし、法第416条第３項又は第419条第８項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 ２　（略） （固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料） **第61条の３**　法第382条の３に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付手数料は、証明書１枚ごとに300円とする。 ２　（略） **附　則** **第６条の３の２**　平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の２の２の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和３年までの各年である場合に限る。）において、前条第１項の規定の適用を受けないときは、法附則第５条の４の２第５項（同条第７項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条の３及び第22条の５の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 ２　（略） （上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例） **第15条の３**　（略） ２　前項の規定のうち、租税特別措置法第８条の４第２項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の４月１日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第21条

改正後	改正前
	第４項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第１項及び第２項並びに第22条の３の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。 （１）　第21条第４項ただし書の規定の適用がある場合 （２）　第21条第４項第１号に掲げる申告書及び同項第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。
３　（略）	３　（略）
（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）	（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）
第16条の２　（略）	**第16条の２**　（略）
２　（略）	２　（略）
３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の４まで、第34条から第35条の３まで、第36条の２、第36条の５、第37条、第37条の４から第37条の６まで又は第37条の８の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	３　第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の４まで、第34条から第35条の３まで、第36条の２、第36条の５、第37条、第37条の４から第37条の６まで、第37条の８又は第37条の９の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第１項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）	（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）
第18条の３の２　（略）	**第18条の３の２**　（略）
２・３　（略）	２・３　（略）
４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第25条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	４　前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定

改正後	改正前
5　（略）	を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 （1）　第25条の２第１項の規定による申告書 （2）　第25条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。） 5　（略）
（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） **第18条の３の３**　（略） ２・３　（略） 4　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第25条の３第１項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。	（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） **第18条の３の３**　（略） ２・３　（略） 4　前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第１号に掲げる申告書及び第２号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。 （1）　第25条の２第１項の規定による申告書 （2）　第25条の３第１項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたとものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）
5　（略） 6　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第22条の８の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第18条の３の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第４項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第21条第６項」と、同条第３項中「法第37条の４」とあるのは「租税条約等	5　（略） 6　租税条約等実施特例法第３条の２の２第１項の規定の適用がある場合（第３項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第22条の８の規定の適用については、同条第１項中「又は同条第６項」とあるのは「若しくは附則第18条の３の３第３項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の４月１日の属する年度分の同条第４項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第３条の２の２第１項の規定及

改正後	改正前
実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第37条の４」とする。	び法第２章第１節第５款の規定により配当割額を課されたとき、又は第21条第６項」と、同条第３項中「法第37条の４」とあるのは「租税条約等実施特例法第３条の２の２第９項の規定により読み替えて適用される法第37条の４」とする。
（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） **第31条**　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）第５条第４項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の６の規定を適用する。	（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例） **第31条**　所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第５条第４項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第１項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第４項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の７第１項第３号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の６の規定を適用する。 （新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例） **第32条**　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条第４項の規定の適用を受けた場合における附則第６条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。 ２　所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第６条の２第１項の規定の適用を受けた場合における附則第６条の３の２第１項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和３年」とあるのは「令和４年」とする。 （令和３年度分の固定資産税の納期に関する特例） **第33条**　令和３年度分の固定資産税に限り、第55条第１項の規定の適用については、同項中「第１期　４月16日から同月30日まで」とあるのは、「第１期　５月16日から５月31日まで」とする。

新潟県柏崎市税条例の一部を改正する条例（令和３年６月２２日条例第３５号）

改正後	改正前
（中略） 第25条の３の３第１項中「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改める。	（中略） 第25条の３の３第１項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。